

予納郵便切手の取扱いに関する規程

昭和46年6月14日最高裁判所規程第4号

改正 平成12年8月30日最高裁判所規程第8号

予納郵便切手の取扱いに関する規程

(趣旨)

第一条 裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号。以下「法」という。）第十三条の規定により予納させた郵便切手（以下「予納郵便切手」という。）の管理に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理職員)

第二条 法第二十九条第一項の裁判所書記官は、最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、下級裁判所にあつては法第一条に規定する事件の分配を受ける部（下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第十条の二第二項の規定により部とみなされる裁判官を含む。以下同じ。）に配置された主任書記官（以下「主任書記官」という。）及び民事、刑事、家事若しくは少年の訟廷管理官又は訟廷管理官（以下「訟廷管理官」という。）とする。

2 各裁判所の長（簡易裁判所にあつては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の長とする。以下同じ。）は、前項に規定する官職にある者に事故がある場合（その官職にある者が欠けた場合を含む。）において、必要があるときは、当該裁判所の裁判所書記官に予納郵便切手の管理に関する事務を代理させることができる。

3 前二項に規定する裁判所書記官は、裁判所書記官その他の裁判所職員に予納郵便切手の管理に関する事務を補助させることができる。

(訟廷管理官による受入れ及び引継ぎ)

第三条 訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）は、当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）が郵便切手を予納したとき、又は他の裁判所から予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、最高裁判所が別に定めるところにより訟廷管理官が自ら保管すべき場合を除き、これを当該予納に係る事件が係属する部に配置された主任書記官に引き継がなければならない。

(主任書記官による受入れ及び払出し)

第四条 主任書記官は、前条の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けたとき、又は当事者等が郵便切手を予納したときは、これを当該予納に係る事件に関する記録（以下「事件記録」という。）の保管をつかさどる裁判所書記官（以下「係書記官」という。）に対し供用のため払い出さなければならない。

(係書記官の受領及び返納)

第五条 係書記官は、主任書記官から予納郵便切手を受領したときは、主任書記官の指示に従つて保管する場合を除き、これを事件記録とともに保管しなければならない。

2 係書記官は、予納郵便切手を使用する必要がなくなつたときは、これを主任書記官に返納しなければならない。

(上訴等に伴う引継ぎ)

第六条 主任書記官は、上訴、差戻し、移送その他の事由により他の裁判所に事件に関する記録を送付する場合において、その事件について返納を受けた予納郵便切手があるときは、これを訟廷管理官に引き継がなければならない。

2 訟廷管理官は、上訴、差戻し、移送その他の事由により他の裁判所に事件に関する記録を送付する場合においてその事件について自ら保管する予納郵便切手があるとき、又は前項の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、これを事件記録の送付を受ける裁判所の訟廷管理官（その裁判所が最高裁判所である場合には、訟廷首席書記官）に引き継がなければならない。

(返還等)

第七条 訟廷管理官又は主任書記官は、その保管する予納郵便切手について返還すべき事由が生じたときは、これを返還を受けるべき者に交付し、その者から受領書を受け取らなければならない。

2 主任書記官は、所在不明その他の理由により予納郵便切手を返還することができないときは、これを訟廷管理官に引き継がなければならない。

(保存)

第八条 訟廷管理官は、所在不明その他の理由により予納郵便切手を返還することができないときは、返還の事由が生じたときから十年間これを保存しなければならない。
(帳簿)

第九条 主任書記官及び訟廷管理官は、その管理する予納郵便切手の異動を帳簿に記録しなければならない。

(亡失又は損傷等の報告)

第十条 各裁判所の長は、予納郵便切手が亡失し、若しくは損傷したとき、又は第二条第一項若しくは第二項に規定する裁判所書記官がこの規程その他の物品の管理に関する法令の規定に違反して予納郵便切手の管理行為をし、若しくはこの規程その他の物品の管理に関する法令の規定に従った予納郵便切手の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたと認めるときは、最高裁判所に報告しなければならない。

(訟廷首席書記官が行なう管理)

第十一条 訟廷首席書記官が行なう予納郵便切手の管理については、第四条から前条までの規定を準用する。

附則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日最高裁判所規程第八号）

この規程は、平成十二年九月四日から施行する。ただし第二条中予納郵便切手の取扱いに関する規程第二条第一項の改正規定は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の施行の日から施行する。